

# 埼玉県がんリハビリテーション研修会実行委員会 会則

(平成 25 年 11 月 14 日制定)

## (名称)

第 1 条 この委員会は、埼玉県がんリハビリテーション研修会実行委員会（以下、委員会）と称す。

## (事務局)

第 2 条 この委員会の事務局を下記に置く。  
埼玉医科大学保健医療学部理学療法学科内  
〒350-0496 埼玉県入間郡毛呂山町川角 981

## (目的)

第 3 条 この委員会は、埼玉県内でがんに関わる医療従事者ががん患者に対するリハビリテーションに関する研修会を主催し、がんに対する知識とリハビリテーションに関する技術の両面に精通する医療従事者を育成することを目的とする。

## (事業)

第 4 条 この委員会は、以下の事業を行う。  
1) がん患者のリハビリテーションに従事する者に対する実務研修会の開催事業  
2) その他、この委員会の目的を達成するために必要な事業

## (委員の構成)

第 5 条 この委員会の委員は、以下で構成する。  
1) 「がんのリハビリテーション研修会企画者研修会」の修了者  
2) 埼玉県リハビリテーション医会、埼玉県理学療法士会、埼玉県作業療法士会、埼玉県言語聴覚士会、日本がん看護学会、日本リハビリテーション看護学会からの推薦者  
3) その他

## (会計)

第 6 条 この委員会の経費は、研修会の収入をもってこれに充てる。

## (報酬)

第 7 条 この委員会の委員は、無報酬とする。ただし、委員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

## (細則)

第 8 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、委員会の議決を経て、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、この委員会の成立の日から施行する。
- 2 この委員会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 3 この委員会の設立当初の委員は、次に掲げる者とする。

委員長	牧田 茂
副委員長	高倉 保幸
委員	眞鍋 淳
同	小林 龍生
同	大橋 幸子
同	廣西 郁恵
同	滝沢 友里
同	矢吹 みどり
同	徳世 良重
同	國澤 洋介